

決 定 要 旨

被 審 人 (住所) 埼玉県上尾市瓦葺 7 2 1 番地

(名称) ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社

(法人番号 1030001044117)

上記被審人に対する令和 2 年度 (判) 第 1 8 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法 (以下「法」という。) 第 1 8 5 条の 6 の規定により審判長審判官川嶋彩子、審判官城處琢也、同松本佳織から提出された決定案に基づき、法第 1 8 5 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 3 億 9 6 1 5 万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和 3 年 6 月 9 日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第 1 7 8 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第 1 回の審判の期日前に、課徴金に係る法第 1 7 8 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和 3 年 4 月 8 日

金 融 庁 長 官 氷見野 良三

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第2号及び第4号に該当

被審人は、埼玉県上尾市瓦葺721番地に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所市場第一部に上場されている会社である。

被審人の連結子会社は、売上の過大計上、買掛金の過少計上による売上原価の過少計上、在庫の過大計上による売上原価の過少計上等の不適正な会計処理を行った。

この結果、被審人は、関東財務局長に対し、

(1) 下表1のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等（以下「継続開示書類」という。）を提出し、

表1

番号	継続開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	主な内容（注）	主な事由
1	平成28年6月29日	第49期（平成27年4月1日～平成28年3月31日）に係る有価証券報告書	平成27年4月1日～平成28年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が1,195百万円であるところを1,814百万円と記載	売上の過大計上
				連結貸借対照表	連結純資産額が11,403百万円であるところを15,963百万円と記載	当期の売上の過大計上、当期前の売上の過大計上及び売上原価の過少計上による純資産の過大計上

2	平成 28 年 8 月 12 日	第 50 期第 1 四半期（平成 28 年 4 月 1 日～同年 6 月 30 日）に係る四半期報告書	平成 28 年 4 月 1 日～同年 6 月 30 日の第 1 四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 9,845 百万円であるところを 14,261 百万円と記載	当四半期の売上の過大計上、当四半期前の売上の過大計上及び売上原価の過少計上による純資産の過大計上
3	平成 28 年 11 月 14 日	第 50 期第 2 四半期（平成 28 年 7 月 1 日～同年 9 月 30 日）に係る四半期報告書	平成 28 年 7 月 1 日～同年 9 月 30 日の第 2 四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 10,017 百万円であるところを 14,494 百万円と記載	当四半期の売上の過大計上、当四半期前の売上の過大計上及び売上原価の過少計上による純資産の過大計上
4	平成 29 年 2 月 14 日	第 50 期第 3 四半期（平成 28 年 10 月 1 日～同年 12 月 31 日）に係る四半期報告書	平成 28 年 10 月 1 日～同年 12 月 31 日の第 3 四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 11,783 百万円であるところを 16,435 百万円と記載	当四半期の売上の過大計上、当四半期前の売上の過大計上及び売上原価の過少計上による純資産の過大計上
5	平成 29 年 6 月 28 日	第 50 期（平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）に係る有価証券報告書	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 11,698 百万円であるところを 16,636 百万円と記載	当期の売上原価の過少計上、当期前の売上の過大計上及び売上原価の過少計上による純資産の過大計上

6	平成 29 年 8 月 10 日	第 51 期第 1 四半期（平成 29 年 4 月 1 日～同年 6 月 30 日）に係る四半期報告書	平成 29 年 4 月 1 日～同年 6 月 30 日の第 1 四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 12,278 百万円で あるところを 16,910 百万円と 記載	当四半期の売 上の過大計上、 当四半期前の 売上の過大計 上及び売上原 価の過少計上 による純資産 の過大計上
7	平成 29 年 11 月 13 日	第 51 期第 2 四半期（平成 29 年 7 月 1 日～同年 9 月 30 日）に係る四半期報告書	平成 29 年 7 月 1 日～同年 9 月 30 日の第 2 四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 12,977 百万円で あるところを 17,673 百万円と 記載	当四半期の売 上の過大計上、 当四半期前の 売上の過大計 上及び売上原 価の過少計上 による純資産 の過大計上
8	平成 30 年 2 月 13 日	第 51 期第 3 四半期（平成 29 年 10 月 1 日～同年 12 月 31 日）に係る四半期報告書	平成 29 年 10 月 1 日～同年 12 月 31 日の第 3 四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 12,929 百万円で あるところを 18,197 百万円と 記載	当四半期、当四 半期前の売上 の過大計上及 び売上原価の 過少計上によ る純資産の過 大計上
9	平成 30 年 6 月 27 日	第 51 期（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）に係る有価証券報告書	平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日の連結会計期間	連結 損益計算書	親会社株主に帰 属する当期純利 益が 512 百万円であ るところを 1,518 百万円と 記載	売上原価の過 少計上

					連結 貸借対照表	連結純資産額が 12,381百万円で あるところを 18,208百万円と 記載	当期の売上原 価の過少計上、 当期前の売上 の過大計上及 び売上原価の 過少計上によ る純資産の過 大計上
10	平成30年 8月10日	第52期第1四半 期（平成30年4 月1日～同年6 月30日）に係る 四半期報告書	平成30年4月1 日～同年6月30 日の第1四半期 連結累計期間	四半期連結 損益計算書	親会社株主に帰 属する四半期純 利益が ▲925百万円で あるところを ▲50百万円と記 載	・売上の過大計 上 ・売上原価の過 少計上	
			平成30年4月1 日～同年6月30 日の第1四半期 連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 18,637百万円で あるところを 25,746百万円と 記載	当四半期、当四 半期前の売上 の過大計上及 び売上原価の 過少計上によ る純資産の過 大計上	
11	平成30年 11月13日	第52期第2四半 期（平成30年7 月1日～同年9 月30日）に係る 四半期報告書	平成30年4月1 日～同年9月30 日の第2四半期 連結累計期間	四半期連結 損益計算書	親会社株主に帰 属する四半期純 利益が ▲1,045百万円 であるところを 489百万円と記 載	・売上の過大計 上 ・売上原価の過 少計上	
			平成30年7月1 日～同年9月30 日の第2四半期 連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 18,448百万円で あるところを 26,447百万円と 記載	当四半期、当四 半期前の売上 の過大計上及 び売上原価の 過少計上によ る純資産の過 大計上	

12	平成 31 年 2 月 14 日	第 52 期第 3 四半 期（平成 30 年 10 月 1 日～同年 12 月 31 日）に係る 四半期報告書	平成 30 年 4 月 1 日～同年 12 月 31 日の第 3 四半期 連結累計期間	四半期連結 損益計算書	親会社株主に帰 属する四半期純 利益が ▲1,682 百万円 であるところを 688 百万円と記 載	・売上の過大計 上 ・売上原価の過 少計上
			平成 30 年 10 月 1 日～同年 12 月 31 日の第 3 四半期 連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 17,651 百万円で あるところを 26,185 百万円と 記載	当四半期、当四 半期前の売上 の過大計上及 び売上原価の 過少計上によ る純資産の過 大計上
13	令和元年 6 月 28 日	第 52 期（平成 30 年 4 月 1 日～平 成 31 年 3 月 31 日）に係る有価証 券報告書	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日の連結会 計期間	連結 損益計算書	親会社株主に帰 属する当期純利 益が ▲2,098 百万円 であるところを 858 百万円と記 載	・売上の過大計 上 ・売上原価の過 少計上
				連結 貸借対照表	連結純資産額が 17,444 百万円で あるところを 26,588 百万円と 記載	当期、当期前の 売上の過大計 上及び売上原 価の過少計上 による純資産 の過大計上

(注) 金額は百万円未満切捨てである。

- (2) 下表 2 のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書（以下「発行開示書類」という。）を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、平成 28 年 3 月 14 日、1,613,000 株の株券を 4,113,150,000 円で取得させ、平成 30 年 6 月 11 日、3,032,400 株の株券を 8,367,240,672 円で取得させたものである。

表 2

番号	発行開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	主な内容 (注)	主な事由
14	平成 28 年 2 月 9 日	有価証券届出書 (株券の募集)	平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日の連結会 計期間	連結 損益計算書	当期純利益が 904 百万円であ るところを 1,396 百万円と 記載	売上の過大計 上
				連結 貸借対照表	連結純資産額が 4,479 百万円 あるところを 7,744 百万円と 記載	当期の売上の 過大計上、当期 前の売上の過 大計上及び売 上原価の過少 計上による純 資産の過大計 上
			平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日の連結会 計期間	連結 損益計算書	当期純利益が 1,027 百万円 あるところを 1,525 百万円と 記載	売上の過大計 上
				連結 貸借対照表	連結純資産額が 7,023 百万円 あるところを 11,388 百万円と 記載	当期の売上の 過大計上、当期 前の売上の過 大計上及び売 上原価の過少 計上による純 資産の過大計 上
			平成 27 年 4 月 1 日～同年 12 月 31 日の第 3 四半期 連結累計期間	四半期連結 損益計算書	親会社株主に帰 属する四半期純 利益が 672 百万円であ るところを 1,249 百万円と 記載	売上の過大計 上

			平成27年10月1日～同年12月31日の第3四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が7,095百万円であるところを11,897百万円と記載	当四半期の売上の過大計上、当四半期前の売上の過大計上及び売上原価の過少計上による純資産の過大計上
15	平成30年5月24日	有価証券届出書(株券の募集)		「第三部参照情報」	表1の番号5～8に掲げる第50期に係る有価証券報告書並びに第51期第1四半期、第2四半期及び第3四半期に係る四半期報告書を参照	表1の番号5～8参照

(注) 金額は百万円未満切捨てである。

2 法令の適用

上記1に掲げる事実のうち

表1の番号1の事実につき

法第172条の4第1項、第24条第1項

表1の番号2、同3、同4、同6、同7、同8、同10、同11及び同12の各事実につき

法第172条の4第2項、第24条の4の7第1項、第185条の7第6項

表1の番号5及び同9の各事実につき

法第172条の4第1項、第24条第1項、第185条の7第6項

表1の番号13の事実につき

法第172条の4第1項、第24条第1項、第185条の7第6項、第14項

表2の番号14の事実につき

法第172条の2第1項第1号、第3項、第5条第1項、第176条第2項

表2の番号15の事実につき

法第172条の2第1項第1号、第3項、第5条第1項、第176条第2項、
第185条の7第14項

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実のうち

表1の番号1の事実につき

法第172条の4第1項の規定により、被審人の第49期事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）に係る有価証券報告書について算出した課徴金の額は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額1,078,694円

が

② 6,000,000円

を超えないことから、6,000,000円となる。

表1の番号2、同3、同4及び同5の各事実につき

法第172条の4第1項及び第2項の規定により、被審人の第50期事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）第1四半期（平成28年4月1日から同年6月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第50期第1四半期報告書」という。）、同事業年度第2四半期（平成28年7月1日から同年9月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第50期第2四半期報告書」という。）、同事業年度第3四半期（平成28年10月1日から同年12月31日まで）に係る四半期報告書（以下「第50期第3四半期報告書」という。）及び同事業年度に係る有価証券報告書（以下「第50期有価証券報告書」という。）ごとに算出した額（以下「個別決定ごとの算出額」という。）は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第50期第1四半期報告書	1,056,713円
第50期第2四半期報告書	1,219,085円
第50期第3四半期報告書	1,298,198円
第50期有価証券報告書	1,275,419円

が、いずれも

② 6,000,000円

を超えないことから、

第50期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当す

る額である3,000,000円

第50期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第50期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第50期有価証券報告書については、6,000,000円

となる。

ここで、第50期第1四半期報告書、第50期第2四半期報告書、第50期第3四半期報告書及び第50期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第50期事業年度）に係るものであることから、法第185条の7第6項の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第50期第1四半期報告書に係る課徴金の額は、

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$=1,200,000 \text{円}$$

第50期第2四半期報告書に係る課徴金の額は、

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$=1,200,000 \text{円}$$

第50期第3四半期報告書に係る課徴金の額は、

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$=1,200,000 \text{円}$$

第50期有価証券報告書に係る課徴金の額は、

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$=2,400,000 \text{円}$$

となる。

表1の番号6、同7、同8及び同9の各事実につき

法第172条の4第1項及び第2項の規定により、被審人の第51期事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）第1四半期（平成29年4月1日から同年6月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第51期第1四半期報告書」という。）、同事業年度第2四半期（平成29年7月1日から同年9月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第51期第2四半期報告書」という。）、同事業年度第3四半期（平成29年10月1日から同年12月31日まで）に係る四半期報告書（以下「第51期第3四半期報告書」という。）及び同事業年度に

係る有価証券報告書（以下「第 51 期有価証券報告書」という。）ごとに算出した額（以下「個別決定ごとの算出額」という。）は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額

第 51 期第 1 四半期報告書	1,514,436 円
第 51 期第 2 四半期報告書	1,912,634 円
第 51 期第 3 四半期報告書	2,535,337 円
第 51 期有価証券報告書	2,212,257 円

が、いずれも

- ② 6,000,000 円

を超えないことから、

第 51 期第 1 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 51 期第 2 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 51 期第 3 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 51 期有価証券報告書については、6,000,000 円

となる。

ここで、第 51 期第 1 四半期報告書、第 51 期第 2 四半期報告書、第 51 期第 3 四半期報告書及び第 51 期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第 51 期事業年度）に係るものであることから、法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、6,000,000 円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第 51 期第 1 四半期報告書に係る課徴金の額は、

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$=1,200,000 \text{ 円}$$

第 51 期第 2 四半期報告書に係る課徴金の額は、

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$=1,200,000 \text{ 円}$$

第 51 期第 3 四半期報告書に係る課徴金の額は、

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$=1,200,000 \text{ 円}$$

第 51 期有価証券報告書に係る課徴金の額は、

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 +$$

6,000,000)

=2,400,000 円

となる。

表1の番号10、同11、同12及び同13の各事実につき

法第172条の4第1項及び第2項の規定により、被審人の第52期事業年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)第1四半期(平成30年4月1日から同年6月30日まで)に係る四半期報告書(以下「第52期第1四半期報告書」という。)、同事業年度第2四半期(平成30年7月1日から同年9月30日まで)に係る四半期報告書(以下「第52期第2四半期報告書」という。)、同事業年度第3四半期(平成30年10月1日から同年12月31日まで)に係る四半期報告書(以下「第52期第3四半期報告書」という。)及び同事業年度に係る有価証券報告書(以下「第52期有価証券報告書」という。)ごとに算出した額(以下「個別決定ごとの算出額」という。)は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第52期第1四半期報告書	2,953,534 円
第52期第2四半期報告書	2,653,000 円
第52期第3四半期報告書	2,507,476 円
第52期有価証券報告書	2,536,512 円

が、いずれも

- ② 6,000,000 円

を超えないことから、

第52期第1四半期報告書については、6,000,000 円の2分の1に相当する額である3,000,000 円

第52期第2四半期報告書については、6,000,000 円の2分の1に相当する額である3,000,000 円

第52期第3四半期報告書については、6,000,000 円の2分の1に相当する額である3,000,000 円

第52期有価証券報告書については、6,000,000 円

となる。

ここで、第52期第1四半期報告書、第52期第2四半期報告書、第52期第3四半期報告書及び第52期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度(第52期事業年度)に係るものであることから、法第185条の7第6項の規定により、6,000,000 円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第52期第1四半期報告書に係る課徴金の額は、

$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 +$

6,000,000)

=1,200,000 円

第 52 期第 2 四半期報告書に係る課徴金の額は、

$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$

=1,200,000 円

第 52 期第 3 四半期報告書に係る課徴金の額は、

$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$

=1,200,000 円

第 52 期有価証券報告書に係る課徴金の額は、

$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$

=2,400,000 円

となるが、第 52 期有価証券報告書については、法第 26 条第 1 項の規定による検査等が行われる前に、課徴金の減額に係る報告書が提出されていることから、法第 185 条の 7 第 14 項の規定により、

2,400,000 円に 100 分の 50 を乗じて得た額に相当する額である 1,200,000 円となる。

表 2 の番号 14 の事実につき

法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、被審人の平成 28 年 2 月 9 日提出の有価証券届出書（株券の募集）に係る課徴金の額は、

当該有価証券届出書に基づく募集により取得させた株券の発行価額の総額 4,113,150,000 円の 100 分の 4.5 に相当する額である 185,091,750 円に法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨てて、

185,090,000 円

となる。

表 2 の番号 15 の事実につき

法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、被審人の平成 30 年 5 月 24 日提出の有価証券届出書（株券の募集）に係る課徴金の額は、

当該有価証券届出書に基づく募集により取得させた株券の発行価額の総額 8,367,240,672 円の 100 分の 4.5 に相当する額である 376,525,830 円に法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨てて、

376,520,000 円

となるが、平成 30 年 5 月 24 日提出の有価証券届出書については、法第 26 条第 1 項の規定による検査等が行われる前に、課徴金の減額に係る報告書が提出

されていることから、法第 185 条の 7 第 14 項の規定により、
376,520,000 円に 100 分の 50 を乗じて得た額に相当する額である
188,260,000 円となる。